

○西東京市高齢者在宅サービスセンター条例

西東京市高齢者在宅サービスセンター条例

平成13年 1 月 21 日

条例第104号

改正 平成17年12月22日 条例第37号

(設置)

第1条 在宅の介護又は支援を必要とする高齢者等に対して、通所により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めるサービスを提供することにより、高齢者等及びその家族の福祉の向上を図るため、西東京市高齢者在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サービスセンターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 サービスセンターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 法に規定する通所介護の事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用対象者)

第4条 サービスセンターの行う事業（以下「事業」という。）の利用対象者は、市内に住所を有する者で、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者並びに市長が特に必要と認める者で規則で定めるものとする。

(利用の手続)

第5条 事業を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申し出なければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限することができる。

(1) 利用者が定員に達したとき。

(2) 利用を不相当と認めるとき。

(使用料等)

第7条 サービスセンターの使用料は、無料とする。ただし、第3条第1号の事業を利用する者は、サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される当該通所介護に要する平均的な費用（日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該通所介護に要した費用の額を超えるときは、当

該現に通所介護に要した費用の額とする。)を納入しなければならない。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から実費等の費用を徴収することができる。

(利用の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) 利用者が、利用の目的に反する行為をしたとき。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第9条 サービスセンターの施設又は設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、田無市立高齢者在宅サービスセンター条例（平成6年田無市条例第30号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分手続その他の行為とみなす。

附 則（平成13年6月29日条例第189号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第37号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
|---------------------|--------------------|
| 西東京市谷戸高齢者在宅サービスセンター | 東京都西東京市谷戸町三丁目23番8号 |
| 西東京市田無高齢者在宅サービスセンター | 東京都西東京市田無町五丁目5番12号 |